令和９年１月～4 月(一次)の認可保育施設入所(転所)をお申込みされた方へ

※申込みにあたっての注意事項です。以下のことについてご承知おきください。

重要

1　提出された認可保育施設(入所・転所)申込書は、令和９年 12 月入所選考まで有効です。

2　4 月(一次)の利用調整結果は、令和９年２月４日（予定）に、内定の有無にかかわらず、お申込みの方全員に通知書を発送します。
令和９年１月～3 月入所の結果は、以下の日程(予定)で、内定した方に電話でお知らせします。
1 月入所：12 月 17 日頃、2 月入所：1 月 6 日頃、3 月入所：2 月 5 日頃

3　入所できなかった場合の通知は、希望する最初の月の利用調整（選考）の一度だけです。翌月以降は、入所が内定した場合のみ、電話でお知らせします。

4　希望施設は、4 月(一次)入所申込みの際は 7 か所まで希望できます（ただし、番号「14」の通り卒園に伴う転園は 9 か所まで希望可能)。なお、4 月(二次)以降は希望数の制限はありません。

5　希望施設は、追加・変更することができます。希望施設を追加・変更される場合は、各月の窓口締切日までに、「希望認可保育施設（希望園）変更届」を子ども施設課入園係にご提出いただくか、電子申請をしてください。(※本書の裏面下部にある QR コードから、当該ページにリンクすることができます。なお、事前登録が必要です。QR コードを読み込んだ後、ご登録ください。）また、4 月（一次）の電子申請の利用可能期間は令和８年 11 月 19 日(木)～令和８年 12 月 10 日(木)午後 11 時 59 分までです。
※ 墨田区公式ホームページ⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て支援関係申請書⇒保育施設に関する申請書⇒希望認可保育施設（希望園）変更届
※ 窓口締切日を過ぎて到着(申請)したものについては、4 月（二次）入所の利用調整(選考)から反映されます。

6　令和９年 4 月(一次)入所の申込者数を、墨田区公式ホームページで公開します。
中間状況：令和８年 12 月 2 日頃　締切後の最終状況：令和８年 12 月 24 日頃

7　0 歳児保育は、認可保育施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。各月の 1 日現在で、受け入れ可能な月齢に達しているお子様が選考の対象となります。

8　就労証明書等の必要書類を後から提出される場合の提出期限は、令和８年 12 月 17 日（木）（電子申請：午後 11 時 59 分まで、郵送：必着）です。提出期限を過ぎて到着した書類は、4 月（二次）選考から反映されます。ただし、令和９年１月入所の選考については、12 月 10 日（木）までに到着している書類で審査します。
例）・就労証明書が期限までに到着していない場合は、求職活動（内定なし）の扱いになります。
・自営業の方で、会社の運営を確認できる書類が申込締切日までに到着していない場合は、内職の扱いになります。

9　お申込み中にご家庭の状況が変わりましたら、必ずすみやかにご連絡ください。変更を確認できる書類を提出していただく場合があります。特に、就労証明書上の育児休業期間を延長した場合は必ず育児休業証明書を提出してください。提出がなく、各月の申込締切日時点で産前・産後休暇または育児休業中であることが書類上で確認できない場合、調整指数条件番号 21 は適用されません。書類の様式は墨田区公式ホームページからダウンロードできます。また、選考への反映は上記 8 と同様です。
例）認証保育所等への入所、勤務日数や勤務時間数の変更、就職、転職、退職、解雇、結婚、離婚、妊娠・出産（下記 10 参照)、生活保護受給等

裏面もご覧ください

10　下のお子様を妊娠された場合は、新しくお生まれになるお子様の親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（表紙・分娩予定日の分かるページ）を提出してください。また、お申込み後に下のお子様を出産された場合は、必ずすみやかにご連絡ください。（令和８年 12 月 10 日までの間に下のお子様を出産された場合は、12 月 24 日（1 月入所（転所）から希望している方は 12 月 11 日）まで、12 月 11 日から 2 月 25 日の間に出産された場合は、2 月 26 日まで）

11　求職活動（内定なし）の方は、お子様の入所後 3 か月以内に働き始め、就労証明書を提出してください。（就労内定の方は、入所月の月末までに働き始め、就労証明書を提出してください。）提出がない場合は、退所となります。

12　申込児童の産前・産後休暇または育児休業中(取得予定の方を含む)の方は、お子様が入所した月の翌月 1 日までに職場に復帰することが入所申込みの条件となります。復帰後、すみやかに復職証明書を提出してください。復職できない場合や、復職証明書の提出がない場合は、退所となります。
また、育児休業から復職するときは、産休前の勤務先に産休前と同じ条件で復職することが必要です。勤務日数・勤務時間の短縮については、勤務先が制度として認めているものに限り利用できます。

13　月極の延長保育は、入所（転所）内定後に、別途お申込みが必要です。定員があるため、希望者全員が延長保育を利用できるとは限りません。公立・公設民営保育園は、1 歳の誕生日が属する月から利用対象となります。私立保育園・認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所は、各施設に直接ご相談ください。なお、延長保育料、スポット延長保育（一時延長保育）料については、料金が発生します。

14　2 歳児クラスで終了する区内の認可保育施設から卒園する際の転園申込み時は希望施設を９か所まで希望できます。
※2 歳児クラスで終了する施設：横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、江東橋保育園分園、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所

15　公設民営園のスポット延長保育料、私立認可保育園(公私連携型を含む)、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の延長保育料及びあづま幼稚園、江東学園幼稚園と家庭的保育事業所(保育ママ)の時間外保育料については、直接各施設にお支払いいただきます。

16　家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所、共愛館保育園、興望館こども園、あづま幼稚園、江東学園幼稚園では、入所内定後、保護者様は各施設と直接、保育の契約を結んでいただきます。

17　認可保育施設では専門的、個別の訓練や医療行為（治療等）は原則行っておりません。また、次の場合、施設の受入態勢が整わず、入所できない場合があります。
例）お子様に障害・持病等がある場合、お子様にアレルギーがある場合など

18　家庭的保育事業所（保育ママ）は個人事業のため、病気等のやむを得ない事情により、休止または廃止する場合があります。このような事情をご理解いただいた上で、家庭的保育事業所（保育ママ）を希望する方は、同意書を提出してください。

19　4 月（一次）の結果通知後、令和９年 2 月 12 日までに内定辞退や退所などにより欠員が発生した場合は、4 月（一次）で不承諾になった方を対象（※内定辞退者は対象になりません）に、欠員が生じた認可保育施設で最も指数の高い方を繰り上げて内定者を決定します。ただし、2 月 13 日以降に欠員が発生した場合は、4 月（二次）で利用調整を行います。

20　4 月（一次）転所を希望し、内定した場合は、内定を辞退して転所前の認可保育施設に通うことはできません。（転所前の認可保育施設は他の希望者が内定しているため）
4 月（一次）の転所については、申込締切日以降に申込みを取り下げることはできません。

21　4 月（一次）の内定を辞退された方は、4 月（二次）選考の際、一次で辞退した園の選考から除外されます。

↑希望園の変更はこちらから↑

↑追加書類はこちらから↑

【問合せ先】
墨田区福祉事務所　子ども施設課入園係
電話番号　03-5608-6152、6712（直通）
※平日 8：30～17：00
（第 1･3 水曜日は 19：00 まで）